

# D V ・ 児童虐待事案における関係機関連携について

(内閣府による令和元年度D Vセンター調査結果より)

## D V と児童虐待の連携の必要性

- D V と児童虐待は、どちらも家庭内で起こる暴力。
- D V が行われている状況下では、子供への虐待の制止も困難。
- D V は、直接子供への虐待行為がなくとも、心理的虐待となる。



## 連携強化のための法改正（令和元年6月）

- 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律  
(※D V 防止法も改正)



## 「D V 対応担当」と「児童虐待対応担当」の現場での具体的な連携が必要

- 「D V 対応担当」
  - ・ 配偶者暴力相談支援センター（D V センター）、婦人相談所、福祉事務所、男女共同参画センター、市区町村のD V 担当者 等
- 「児童虐待対応担当」
  - ・ 児童相談所、児童福祉担当部署、児童家庭支援センター、福祉事務所 等

# D V・児童虐待事案における関係機関連携について (内閣府による令和元年度D Vセンター調査結果より)

## (1) 児童虐待対応担当がD V事案を発見した際の連携 (例)

- D Vの可能性やリスクについてD V対応担当と相談
- D V被害者(親)に対して、**D Vや相談先について情報提供**
- D V被害者(親)に了解を取った上でD V対応担当へ連携のために連絡
- 児童相談所が行う虐待状況の確認、調査への**D V対応担当の同行**や、被害を受けている親への児童相談所での**面接にD V対応担当が同席**
- 児童虐待対応担当による児童の安否確認等の連絡に合わせて、**D V被害者の状況も確認**し、D V対応担当と情報共有を行う。
- 要対協におけるケース会議等の場に、D V対応担当も参加し、**支援方針を共同で検討**

### < D V事案への対応に当たっての留意点 >

- **加害者に知られた場合、D Vを深刻化**させることにつながる可能性がある。
- D V被害者は、**被害を認識していない場合**や被害を受け入れざるを得ないと考えてしまっている場合がある。
- D V被害の影響で、**子供を養育する能力が一時的に低下している場合**がある。親子分離が適切と判断される場合、D V対応担当と連携して、被害者本人に丁寧に説明。

## (2) D V 対応担当が児童虐待事案を発見した際の連携

D V 相談時に虐待を把握した場合には、D V 対応担当においては、相談者に児童相談所等への相談を促すとともに、自ら情報提供、通告を行うことが求められている。

通告等に当たって課題として指摘されていること

### 【D V 被害者の不安】

- (1) 児童虐待の**加害者であると判断される**のではないかと不安
- (2) 子供を一時保護されて**親子分離**がされてしまうのではないかと不安
- (3) 児童相談所による訪問等でD V 被害を相談していることが**加害者にばれる**のではないかと不安(その結果、加害者からのD V がエスカレートしないかと不安)

### 【D V 対応担当の懸念】

- (1) **被害者相談**を行わなくならないか、あるいは相談が途切れてしまわないか
- (2) D V 対応担当と被害者が相談し、母子避難を計画していたが、児童相談所が子供だけを保護してしまわないか (被害者との**信頼関係**の喪失の懸念)
- (3) D V 被害者である**母等と子供の再統合に長期間**を要することにならないか

## (2) D V 対応担当が児童虐待事案を発見した際の連携 (続き)

### 対応 (例)

子供の安全確保が最優先であることを前提としつつ、以下のような内容についてあらかじめ関係機関で検討しておき、適切に実施することが考えられる。

- 児童虐待の内容に応じて、D V 対応担当からの**情報提供・通告を行う際のルール**を定めておく。
- 児童虐待対応担当がD V 被害者と子供への**支援方針を決める**に当たっては、要対協のケース会議等を通じて、**D V 対応担当とも相談**する。
- 児童虐待対応担当が**家庭に調査・介入を行う際は**、加害者によるD V のエスカレートに注意しつつ、必要に応じて、D V 対応担当に対し、事前又は事後速やかに**情報提供**を行う。
- D V 被害者と子供の安全確保のため、緊急的に別々に保護した場合、両担当で相談しながら、アセスメントを行い、可能であれば、適切な施設で**母子を一体に支援**。
- 児童相談所で子供を一時保護した場合、一時保護解除を行う際も、D V 対応担当にも情報を提供し、**相互に連携した支援を継続**。

### (3) 連携の仕組み・体制の構築について (例)

- 要対協やD V 対策協議会を通じた**情報共有の枠組み**や**担当者間の関係づくり**
- それぞれの担当者がお互いの役割やD V と児童虐待の特性等を理解するための**研修の充実、人事交流**、コーディネーターやスーパーバイザーの配置
- 情報共有や連携の方法について、**フローチャートやアセスメントツール**を作成するなど相談員の経験や能力だけに頼らない形で標準化して実施すること
- **リスクアセスメント結果や支援状況の情報の共有**
- 児童虐待対応担当とD V 対応担当の間で迅速に情報共有できるようにする**法令やガイドライン等の整備**